

鹿屋市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市管理職員等の範囲を定める規則（平成18年鹿屋市公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長部局の項職の欄中「・人口減少対策本部主幹」を削り、「政策推進課主幹」の次に「(政策担当・秘書担当)」を、「総務課主幹」の次に「(人事担当)」を加え、「・人口減少対策本部主査」及び「・総務課管理調整係長」を削り、「法制管理係長」を「法制文書係長」に改め、同表教育委員会の項職の欄中「学校教育課課長補佐」の次に「・学校教育課主幹（人事担当）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。